

京都市告示第336号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局西京土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和6年8月9日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
松尾上ノ山公園	京都市西京区松尾上ノ山町12番9	告示の日

(西京土木みどり事務所)